

つがる市新婚生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若年層の定住化の促進及び地域の活性化を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して予算の範囲内において支給するつがる市新婚生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 つがる市子育て・若年夫婦世帯移住応援事業補助金交付要綱（平成28年つがる市告示第20号）に規定する補助対象世帯でない夫婦であって、補助金の申請を行う日（以下「申請日」という。）において婚姻の届出の日から1年以内かつ婚姻の届出において双方の年齢が満40歳未満の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）を含む世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 新婚夫婦のいずれかが自己の居住の用に供するために、住宅の所有者又は管理会社との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
 - ウ 特定公共賃貸住宅
 - エ 新婚夫婦のいずれか一方の2親等内の親族が所有する住宅
 - オ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）
- (3) 家賃 賃貸借契約に基づく賃借料の月額（共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。）をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「補助対象世帯」という。）とする。

- (1) 賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に、平成27年4月1日以降に入居（平成27年4月1日以前から入居する者が新婚世帯となり引き続き入居する場合を含む。）し、市の住民基本台帳に同一世帯として記録されていること。
- (2) 申請日から5年以上市内に定住する意思を持っていること。
- (3) 公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 世帯全員が、税を滞納していないこと。
- (5) 世帯全員が、市内において自己の居住の用に供することができる住宅を所有していない又はこの告示の規定によって補助の対象となる住宅以外の住宅に係る賃貸借がないこと。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 自治会、町内会その他の自治組織（以下「自治会」という。）に加入していること。
- (8) 世帯全員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の月額、家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額(以下「月額補助金」という。)とし、算出した月額補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

2 前項の月額補助金の限度額は、1万5千円とする。

3 補助金の交付対象期間は、補助開始月から60月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をすることができる者は、新婚夫婦のいずれか一方であって、住宅の賃貸借契約の締結者(以下「申請者」という。)とする。

2 申請者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

(3) 賃貸借契約書の写し

(4) 家賃内訳証明書(様式第2号。賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る。)

(5) 住宅手当支給証明書(様式第3号)

(6) 税に滞納がないことを確認できる書類

(7) 自治会加入証明書(様式第4号)

(8) 定住確約書(様式第5号)

(9) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請は、補助対象世帯1世帯につき1件とし、同一世帯からの重複する申請及び過去にこの告示の規定に基づく補助金の交付を受けたことがある補助対象世帯からの申請は、無効とする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第6号)又は補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知に係る補助金の内容又はこれに付された補助金交付の条件に不服があるときその他特別な事情があるときは、速やかに補助金交付申請取下書(様式第8号)に交付決定通知書を添えて市長に提出することにより、申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、つがる市新婚生活応援事業補助金実績報告書(様式第9号)に次の書類を添えて家賃の支払状況等を報告するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 家賃支払証明書(様式第10号)、家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できるその他の書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出は、別表に定める期限までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、交付決定者から実績報告があったときは、その内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、当該年度中に交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第11号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条の2 交付決定者が補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、つがる市新婚生活応援事業補助金交付請求書(様式第11号の2)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助資格の喪失)

第10条 補助対象世帯は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から補助資格を喪失するものとする。

(1) 第3条に規定する補助対象世帯としての要件を有しなくなった場合

(2) 補助の対象となる夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれか一方が他の住宅へ転居又は転出した場合(子の出産又は出産予定等による一時的な転居又は転出の場合を除く。)

(3) 夫婦又は夫婦のいずれか一方が死亡した場合(死亡した日において、同居している子(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。))がある場合を除く。)

(4) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが認められる場合

(5) その他補助金を交付することが適当でないと市長が認めた場合

(補助の更新)

第11条 交付決定者が、第4条第3項の交付対象期間の範囲内において、翌年度以降も補助金の交付を受けようとするときは、翌年度の4月末日までに補助金交付更新申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合における補助金の交付の決定については、第6条の規定を準用する。

(補助内容の変更の届出)

第12条 交付決定者は、第10条の規定により補助資格を喪失した場合、次条の規定により補助の継続を受ける場合又はこの告示に定める提出書類の記載内容に変更があった場合は、補助金交付内容変更届出書(様式第13号)に当該変更を証する書類を添えて、喪失又は変更の生じた日から14日以内に市長へ届出なければならない。

(補助の継続)

第13条 補助対象世帯が市内の他の民間賃貸住宅に転居した場合であっても、引き続き第3条の要件を満たしているときは、前条の補助内容の変更の届出を行うことにより、継続して補助を受けることができるものとする。

(交付決定の変更又は取消し)

第14条 市長は、交付決定者が第10条の規定に該当し、補助資格を喪失することとなった場合又は前条の規定により補助金交付内容の変更を届出た場合は、当該交付決定者に係る補助金交付の決定について、その内容を変更し、又は取消すものとする。

2 前項の規定による交付決定の変更又は取消しは、次に掲げる通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付変更決定通知書（様式第 14 号）
- (2) 補助金交付取消決定通知書（様式第 15 号）
（月額補助金の変更）

第 15 条 前条の規定による補助金の交付決定の変更について、家賃若しくは住宅手当の増減又は第 12 条に規定する転居に伴う月額補助金の増減があったときは、当該増減の生じた月から月額補助金を変更するものとする。

2 前項の場合において、交付決定者は、当該年度分の補助金の請求をするまでの間に第 13 条の規定による変更の届出をしなければならない。

3 市長は、交付決定者が前項に規定する期間に同項の届出をしない場合は、当該年度分の補助金を増額しないものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、交付決定者が第 10 条の規定による資格喪失後も不正に補助金の交付を受けた場合又は第 13 条の規定による変更届出に伴い補助金を減額する必要がある場合は、既に交付した補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。また、第 4 条第 3 項の規定に定める交付対象期間内に市外へ転出した場合には、既に交付した補助金の額の全額を返還させるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 前項に規定する補助金の返還については、補助金返還命令書（様式第 16 号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を通知された交付決定者は、市長が定める期限までに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 28 年つがる市告示第 59 号）

（施行期日等）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 28 年度の補助金に係る特例）

2 平成 28 年度の補助金に係る第 2 条の規定の適用については、同条第 1 号中「1 年以内」とあるのは「1 年 6 月以内」とする。

附 則（平成 29 年つがる市告示第 103 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のつがる市新婚生活応援事業補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年つがる市告示第 91 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のつがる市新婚生活応援事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年つがる市告示第 34 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	提出期限
前期 4月から9月までに係る家賃補助	9月末日
後期 10月から3月までに係る家賃補助	3月末日